

令和7年度第2回名張市及び伊賀南部環境衛生組合入札等監視委員会 概要

第1 日時 令和7年8月26日（火）午前10時から午前11時30分

第2 場所 名張市役所 庁議室

第3 出席者

委員 村上 真吾（司法書士 桔梗が丘司法書士事務所）
長谷川 明世（行政書士 長谷川行政書士事務所）
廣野 一三（税理士 TKC全国会会員 税理士法人アーチメント三重事務所）
岩田 和恵（弁護士 楠井法律事務所）
立神 靖久（教授 近畿大学工業高等専門学校）

事務局（名張市）

公共施設マネジメント担当部長 契約検査室長 契約検査主任 契約検査室員
(伊賀南部環境衛生組合)
総務室長

第4 内容

1 議事

（1）契約状況の報告について

①名張市

対象期間 令和7年4月1日～令和7年6月30日
条件付き一般競争入札 89件
随意契約 150件
変更契約 11件
合計 250件

②伊賀南部環境衛生組合

対象期間 令和7年4月1日～令和7年6月30日
条件付き一般競争入札 18件
随意契約 11件
変更契約 0件
合計 29件

(2) 抽出事案の審議について

①選挙用ポスター掲示場設置等業務委託

(条件付き一般競争入札 選挙管理委員会事務局)

質問・意見	回答
前回の衆議院議員選挙の時の契約金額はいくらでしょうか。	前回は8枚の看板を190か所に設置する内容で、約351万円でした。
来年度の市長選及び市議選も含んだ契約となっているのですか。	ご認識のとおりです。選挙の執行が3月末から4月の初めに予定されており、ポスター掲示場は告示が出た時点で設置を行います。つまり令和7年度での設置となるため、市長選及び市議選のポスター掲示場の設置までを含んだ契約となっています。
事業者が参考見積を辞退した理由としては、4つの選挙をまとめた契約としてこれらすべてを履行するのが人手不足で難しかったことが挙げられるのではないでしょうか。	確かに人手の確保が難しかったと話をしていただいた事業者も数社いらっしゃいました。また、参考見積徴取時点では選挙の具体的な日程が決まっておらず、日程が確定してからの人員の確保をするのが難しかったということも考えられます。
選挙が終わり、撤去された看板は事業者の手に渡るのでしょうか。それとも廃棄されるのでしょうか。	処分費を含んだ契約となっているので、基本的には廃棄してもらうこととなります。

②伊賀南部浄化センター解体撤去工事に係る発注支援等業務委託

(随意契約 伊賀南部環境衛生組合 業務室)

質問・意見	回答
解体工事については、一般競争入札かプロポーザル方式のどちらかにより相手方を決めるとき説明がありましたが、いつ頃に方針は固まるのでしょうか。	令和7年度内に決定します。
発注支援業務というのは、発注者に代わり事業者が設計書等を作成し、成果品として発注者に収める業務ということでしょうか。	ご認識のとおりです。本来であれば発注者自らが設計書等を作成するところではありますが、適切な解体工事を目指す上で、特記すべき事項（ダイオキシン等のことや防護・除染等）については専門の事業者に作成してもらうという業務です。
解体工事の設計業務については、別途発注するのでしょうか。	今回の発注支援業務の中に設計業務まで含んでいます。

③錦生赤目小学校屋内運動場大規模改修工事（建築）

（条件付き一般競争入札 教育委員会事務局 教育総務室）

質問・意見	回答
長寿命化計画においての取組としてトイレの洋式化が挙げられていましたが、市内の小学校で洋式化されていないところはあるのでしょうか。	児童生徒用のトイレについては、すでに100%洋式化されています。ただし、職員や調理師用のトイレについては、まだ洋式化されていないところがあります。
この工事の完成はいつ頃になるのでしょうか。	令和8年の2月末に完成し、3月から使用可能となります。
今後、同様の整備の予定はどのようにになっているのでしょうか。	まずは設計業務の発注を2年周期で予定しており、建物の健全度から次の整備対象は蔵持小学校となります。しかし、長寿命化計画の見直しも令和9年に行うことから、整備対象の優先順位が変わることも可能性としてはあります。
竣工から42年とありますが、耐震性は問題ないのでしょうか。	昭和56年以降に建てられた建物は、新耐震基準を満たした建物になりますので、問題ございません。

④名張市家庭的保育事業委託（家庭的保育室Hoppe）

（随意契約 福祉子ども部 保育幼稚園室）

質問・意見	回答
一時預かりは可能なのでしょうか。	そのような対応はしておりません。この事業は保育士2、3名で行っており、一時預かりをするには追加で人員が必要なことや、家庭的保育の場にスポットで入るとどうしても子どもが落ち着きにくい点から非対応となっています。
利用者からの料金はどのように算出しているのでしょうか。	市で定めた保育料の体系表に基づき、所得割などを加味して決定しています。
今年度でこの事業は終了することですが、やはり利用者が少ないことが原因でしょうか。	ご認識のとおりです。事業を継続するには5人の利用者が必要ですが、現在の利用者が4人で、昨年は3人まで減った時期もありましたので、収益面から見て利用者が不足していることになります。
契約方式が単価契約の場合、契約金額欄が単価で記載するのが基本ですが、全体の金額（規模）がわからないので、総額も記載されているといいように思います。	—

⑤ふるさと納税事務業務委託契約
(随意契約 産業部 商工経済室)

質問・意見	回答
施行理由に記載の目標寄付金額10億円に対して、本案件の設計金額の割合がかなり高い（約13.7%）ように思いますが、正しい設計がなされているのでしょうか。	資料に記載の設計金額は3年間（令和7年度から令和9年度）の合計金額であります。各年度の想定寄付金額に対する設計金額の割合は4%前後となっていますので、問題ございません。
本案件の支払い方法はどのようになっているのですか。	毎月の寄付実績に応じた委託費を月締めで支払っています。
令和6年度の寄付金額はいくらでしたか。	6億4千万円程度でした。

（3）その他

次回開催は令和7年11月25日（火）午前10時に決定。